

令和元年11月25日

各部・局・消防本部の長 様

経営企画部長

令和2年度予算編成方針

1 我が国経済と国の動向

我が国経済は、内閣府が公表した10月の月例経済報告によると、「景気は、輸出を中心に弱さが長引いているものの、緩やかに回復している。」とし、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。

ただし、海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向に留意するとともに、令和元年台風19号など相次ぐ自然災害の経済に与える影響に十分留意する必要があるとしている。

このような状況にあって政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、臨時・特別の措置等により、消費税率引上げ前後の需要変動の平準化を図り、経済の回復基調に影響を及ぼさないように取り組むこととしている。

また、総務省は、8月に令和2年度の地方財政の課題として、「人づくり革命、地方創生の推進等の重要課題への対応」、「スマート自治体等の推進と財政マネジメント強化」と、「地方の一般財源総額の確保と地方財政の健全化等」に取り組むこととし、その中で、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額については、令和元年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしている。

なお、政府は、消費税率引上げの需要変動に対する影響の程度や最新の経済状況等を踏まえ、歳出改革の取組を継続するとの方針とは別途、令和2年度当初予算においても適切な規模の臨時・特別の措置を講ずることを予算編成過程において検討することとしているなど、こうした国の動向について注視していく必要がある。

2 本市の財政状況と令和2年度の財政収支見通し

平成30年度普通会計決算においては、一般廃棄物処理施設整備をはじめとした普通建設事業費の増加などにより、決算額は約591億円と過去最大となり、財源調整的基金の現在高は、平成29年度末に比べ約14億円減少し、約71億円となっている。また、市債残高は、平成29年度末残高より約62億円増加の約619億円、経常収支比率については、平成29年度に比べ0.2ポイント上昇し、94.9%という状況である。

令和元年度予算においては、市税や地方交付税などは、前年度と同程度の収入が見込まれており、歳出については、人件費や扶助費の増加が見込まれるものの、公債費や一般廃棄物処理施設の集約化による維持管理経費の減などにより経常収支比

率の改善が見込まれる。しかしながら、合併特例債を活用した「まちづくり推進基金」の設置や、最終年度となる合併建設計画に基づく事業の推進などにより、市債の借入額、市債残高は増加するものと見込んでいる。

さらに、令和2年度については、市税や地方交付税などの歳入の大幅な増は見込めない中、社会保障関係費や公債費に加え、新施設の稼動に伴う維持管理経費や会計年度任用職員制度の開始による人件費などの歳出の増加により、引き続き厳しい財政状況になるものと予測している。

3 予算編成の基本方針 ～マニフェストの実現に向けて～

令和2年度の予算編成に当たっては、こうした財政状況にあっても、中期財政運営方針に基づく財政健全化の取り組みとの整合を図りながら、「第6次廿日市市総合計画」及び「廿日市市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる施策を着実に推進するとともに、「次世代に政治の“ツケ”をまわさないまちへ」、「ベッドタウンからホームタウンへ」、「住んでよかったと実感できるまちへ」、「行政が率先して未来を想像し行動するまちへ」の実現に取り組むものとする。また、国の制度改正や社会経済状況の変化などに的確に対応するため、次の方針に基づいて予算編成を進めるものとする。

(1) 総合計画及び総合戦略の着実な推進

令和2年度は、第6次総合計画前期基本計画の最終年であり、まちづくり指標の進捗状況等を踏まえ、目指す将来像である「挑戦！豊かさと活力あるまち はつかいち」の実現に向け、「暮らしを守る」、「人を育む」、「資源を活かす」、「新たな可能性に挑む」の4つの方向性に基づき事業の推進を図る。

また、廿日市市まち・ひと・しごと創生総合戦略についても、K P I（重要業績評価指標）の達成に向けて着実に事業を実施する。

【第6次総合計画の計画期間】

年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
基本構想	→										
基本計画	→ 前期					→ 後期					

(2) 成果重視の行政経営 ～P D C Aマネジメントサイクルの活用～

限られた財源・人員の中、市民のニーズや社会情勢の変化を的確に把握し、効率的で質の高い行政サービスを提供するため、中期財政運営方針に基づく財政健全化の取り組みを着実に実行することはもとより、最少の経費で最大の効果をあげる基本原則のもと、P D C Aマネジメントサイクルが機能した「成果重視」の行政経営が必要となる。

そのため、予算と決算を連動させた事業シートなどにより、前例にとらわれる

ことなく、事業の目的、内容に基づく成果等を評価するとともに、今後の事業の方向性を踏まえた課題、改善事項の反映、また、成果が見込まれない事業や効果が低いと思われる事業は、廃止、縮小や実施手法等の見直しを行うなどPDCAマネジメントサイクルを活かした予算編成を行う。

4 予算編成に関する基本的事項

(1) 全般的事項

ア 戦略的な取り組みへの重点配分

第6次廿日市市総合計画前期基本計画及び廿日市市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業については、実施計画や中期財政運営方針との整合を図りながら、実現性や経済性（コストと財源）を十分検討したうえで、予算を重点的に配分する。

なお、本市の将来の発展を担う事業として進めている、新機能都市開発事業、地域医療拠点等整備事業、宮島口地区整備事業、筏津地区公共施設再編事業の着実な実施に、全庁を挙げて取り組むこととする。

イ 事業の「選択と集中」とスクラップ・アンド・ビルドの徹底

限られた資源（人・物・金等）を最大限活用し、効率的かつ効果的に事業を実施するため、事業の優先順位を見極め、事業の「選択と集中」を図るとともに、新規・拡充事業（ビルド）の財源は、既存事業の見直し（スクラップ）により創出することを基本とする。

また、支出の法令等や単価等の根拠、事業実施の仕組みなどを再度検証し、前例にとらわれないゼロベースからの積み上げを行うとともに、市有資産の有効活用、民間団体等との協働など創意工夫により、最小限のコストで事業を実施することについて検討すること。

ウ 国、県の動向把握と対応

国、県の令和2年度当初予算編成などの動向を注視し情報収集に努め、政策決定がなされたものや予算案等が判明したものについては、適時、予算編成過程において修正するなど、適切に対応すること。

エ 議会や監査委員の意見、指摘事項等への対応

議会（決算特別委員会等）や監査委員の意見、指摘事項などについては、その趣旨を踏まえ、速やかに改善等を図るとともに、適切に予算要求すること。

(2) 歳入に関する事項

歳入については、新たな財源の確保や収入増に積極的に取り組むとともに、次のことに留意し、決算の状況や今後の見込み等を精査したうえで、適切に予算要求すること。

ア 市税等の収納率の維持向上及び債権管理の適正化

市税及びその他の債権については、財源の確保と住民負担の公平性の観点から、引き続き収納率の維持向上に努めるとともに、「廿日市市債権管理条例」に基づき、債権管理の適正化を図ること。

イ 将来世代への負担の適正化

将来世代に過度な負担を残すことのないように、臨時財政対策債を除く実質的な市債残高を減少させるため、事業債の発行を抑制すること。

ウ 保有資産の売却及び活用

先行取得用地の買い戻しは、財政健全化の観点から、国庫補助の活用などにより、財源確保を図りながら、適正に実施すること。

また、具体的な利用計画のない売却可能な土地については、引き続き積極的な売却に努めるとともに、売却困難な土地については、貸付けを行うなど有効活用を図ること。

エ 使用料及び手数料の適正化

施設の使用料、各種手数料については、市民負担の公平性の観点から、受益と負担の適正化を図るため、使用料及び手数料の見直し方針に基づき、適切な額の設定を行ったうえで、予算要求すること。

オ その他財源の確保

ふるさと寄附金、サイネージ広告、建物や車両など市有財産の活用による広告収入、ネーミングライツの推進、クラウドファンディングの導入を図るなどのほか、本市が有する地域資源を活用した様々な歳入確保対策に取り組むなど、全庁を挙げて、あらゆる財源の確保に努めること。

(3) 歳出に関する事項

歳出については、「(1)全般的事項」や次のことに留意するとともに、予算の流用や過大な不用額が生じないように、令和元年度の執行状況や平成30年度の決算額を参考に的確に見積り、事業の目的を達成するために、必要最小限の経費を要求すること。

なお、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）等を除く経常的経費については、令和元年度当初予算額（一般財源ベース）の範囲内で要求すること。

ア 公共施設マネジメントの推進

公共施設については、「公共施設マネジメント基本方針」を踏まえ、民間活力の活用を積極的に図り、効率的かつ効果的な管理運営を行うとともに、個別施設計画の策定などにより、計画的な点検、修繕の実施により長寿命化を推進し、財政負担の平準化及び将来的な負担の軽減を図ること。

また、建物施設については、新たな建設は行なわないことを原則とし、建設を行う場合にあっても地域特性や時代（市民）のニーズを考慮した建物施設の

再配置を行うなど、総量の適正化に取り組むこと。

イ 各種団体等への補助金・負担金の検証

各種団体等への補助金・負担金については、その目的、意義、効果等を検証、精査し、真に必要性の高いものに重点化を図るとともに、必要性が薄れてきているものについては、見直し、終期の設定を行うこと。

また、対象団体の決算状況等も確実に把握し、内部留保資金の活用や自主財源の確保を促すなど、市にとって最少の経費で最大の効果が現れるようにすること。

ウ 協働によるまちづくりの推進

廿日市市協働によるまちづくり基本条例における市の責務を理解し、市民との信頼関係を築きながらまちづくりに取り組むことを念頭に事業の実施方法を検証し、協働によるまちづくりに必要となる事業に取り組むこと。

エ 民間活力の活用

「事務事業の民間委託等推進指針」に基づき、市が実施している事務事業について、真に行政として担うべき役割を見極め、民間の持つ活力や高度な専門性を活用することにより、高度化・複雑化する市民ニーズに対応した公共サービスの提供を推進するとともに、より一層の行財政運営の効率化を図ること。

オ 災害に強いまちづくりの推進

近年頻発している自然災害による被害を最小限に抑えるため、これまでの防災対策を改めて検証し、ハード・ソフトの両面から安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりに必要となる事業に取り組むこと。

カ 新たな行政課題等への迅速かつ的確な対応

本市を取り巻く社会経済情勢の変化、多様化・複雑化する市民ニーズを敏感に察知するとともに、新たな行政課題や行政に求められている役割を把握・分析し、迅速かつ的確に対応するために必要となる事業に取り組むこと。